

わが国の ADR の分類(例)

< 手続の種類に着目した分類 >

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

(例) 調停
あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

(例) 裁定
仲裁 等

< 提供主体に着目した分類 >

司法型

裁判所内で行われるもの

(例) 民事調停
家事調停

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

(例) 公害等調整委員会
建設工事紛争審査会
(中央、地方)
国民生活センター
等

民間型

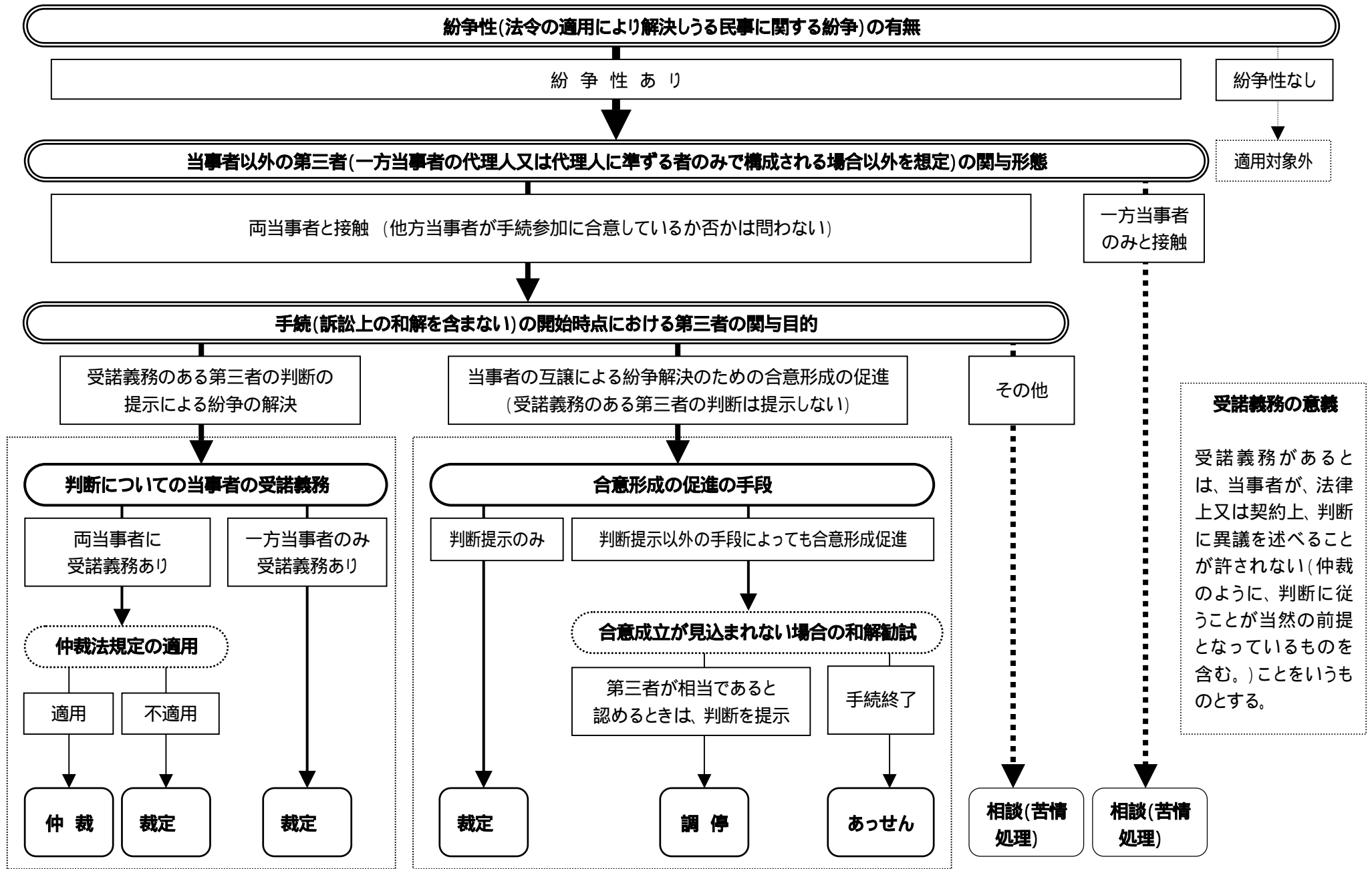
民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

(例) 国際商事仲裁協会
弁護士会仲裁センター
各種 P L センター
等

第三者的な行政機関による紛争解決手続の類型(例示)

手続 対象紛争	行政処分 (裁決・決定等)	行政処分以外 (仲裁・調停・あっせん等)
<p style="text-align: center;">行政処分</p>	<p>国家公務員に対する不利益処分等の審査請求・異議申立てに対する審査(人事院)</p> <p>国税に関する法律に基づく処分の審査請求に対する審判(国税不服審判所)</p> <p>独占禁止法に違反する行為に対する課徴金納付命令の不服申立ての審判(公正取引委員会)</p> <p>鉱業権の設定に対する不服の裁定(公害等調整委員会)</p> <p>労災補償保険給付に関する決定に対する再審査請求の裁決(労働保険審査会)</p> <p>健康保険の被保険者の資格等に関する処分に対する再審査請求の裁決(社会保険審査会)</p> <p>特許出願の拒絶査定等に対する不服の審判(特許庁)</p> <p>公害健康被害の認定等に関する処分に対する審査請求の裁決(公害健康被害補償不服審査会)</p>	
<p style="text-align: center;">行政処分以外</p>	<p>公害に係る紛争の裁定(公害等調整委員会)</p> <p>不当労働行為の救済命令(労働委員会)</p>	<p>公害に係る紛争の仲裁、調停、あっせん(公害等調整委員会)</p> <p>建設工事の請負契約に係る紛争の仲裁、調停、あっせん(建設工事紛争審査会)</p> <p>個別労働関係紛争のあっせん(都道府県労働局紛争調整委員会)</p> <p>労働争議の仲裁、調停、あっせん(労働委員会)</p>
<p>紛争性なし (第一次的な行政処分の手続)</p>	<p>独占禁止法に違反する行為等に関する審判(公正取引委員会)</p> <p>海難の原因の探求等に関する審判(海難審判庁)</p>	

裁判外における第三者の関与による紛争の解決手続等の類型化のフロー・チャート

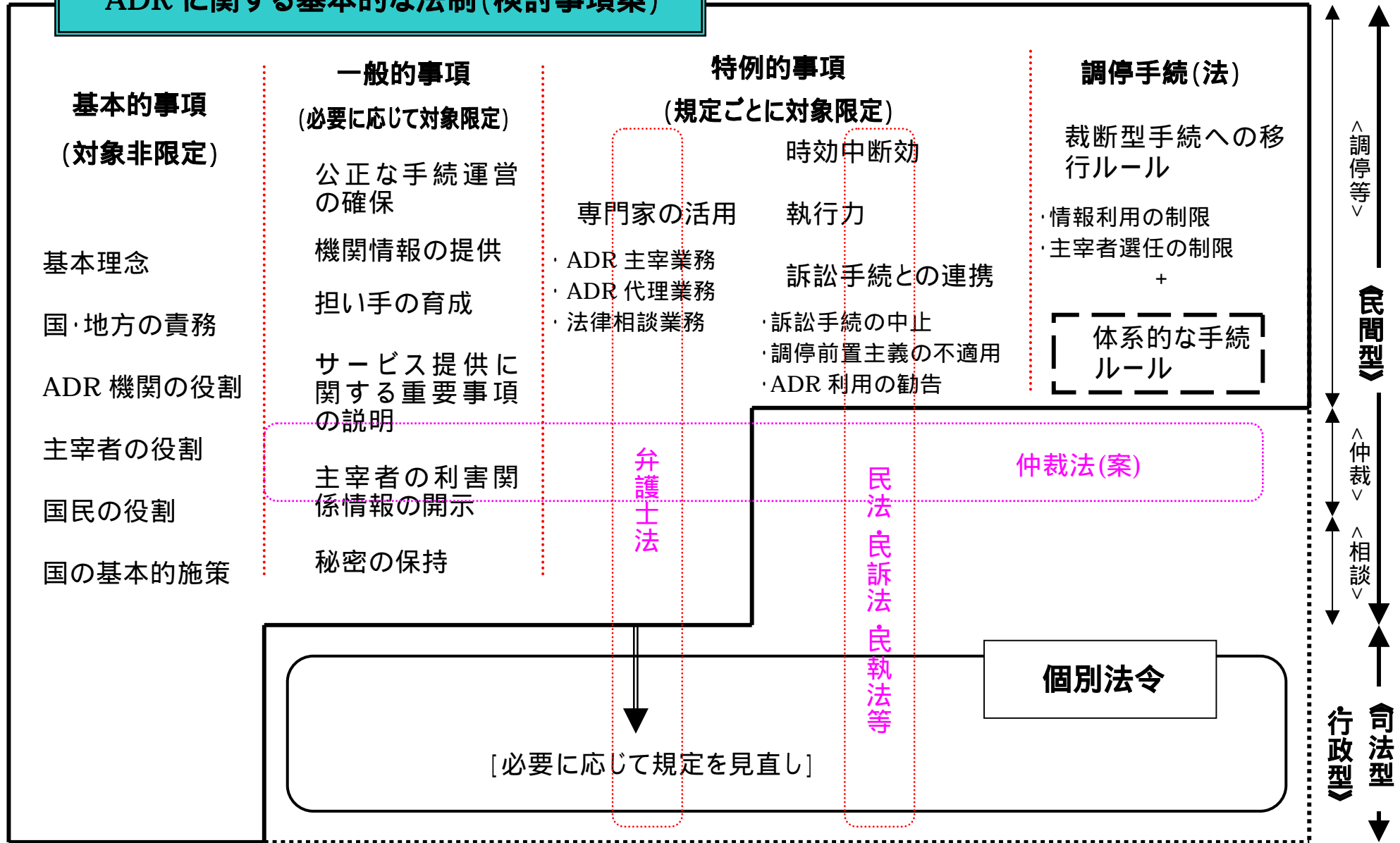


受諾義務の意義

受諾義務があるとは、当事者が、法律上又は契約上、判断に異議を述べる事が許されない(仲裁のように、判断に従うことが当然の前提となっているものを含む。)ことをいうものとする。

ADR に関する基本的な法制の枠組み(イメージ)

ADR に関する基本的な法制(検討事項案)



ADR主宰者に求められる能力(イメージ)

裁断的(主宰者主導)解決

< 紛争解決における主宰者の関与 >

調整的(当事者主導)解決

法的(普遍的)規範

< 当事者が希望する紛争解決基準 >

自律的(個別的)規範

法的思考を通じた紛争解決能力

(法律知識, 争点整理能力 + 説得能力など)

紛争分野固有の専門的知識

心理学的手法等を通じた話し合い促進能力

(コミュニケーション技術, カウンセリング技術など)